

債権管理実務研究会とは

1982年に発足した株式会社商事法務の年会費制事業で、企業の与信・審査や債権管理・回収を担う実務担当者の教育・研鑽の場です。法制度や裁判動向、税務・会計・財務分析、社内体制など幅広いテーマを扱い、セミナーや会員交流を通じて多角的な実務情報を提供。約200社の会員に対し、人材育成と組織力強化に資する活動を展開しています。

私的整理と早期事業再生法の実務整理【大阪開催】

— 中小企業活性化協議会の手続との比較等 —

- ▶ 企業が業績不振により経営が傾く際、法的倒産に至る前段階で、まずは私的整理により、金融債権のリスクや債権カットなどを通じて事業再生を目指すケースが多く、重要な選択肢となっています。さらに、「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律」（通称：早期事業再生法）についても、2026年度内の施行が予定されており、早ければ第1号事案が2026年末から2027年頃に現れることが想定されています。今後は、第3の選択肢として私的整理ではなく、新制度がどの程度利用されるのか、実務上注目されています。
- ▶ もっとも、これらの制度は対象債権者の範囲や同意要件、手続の進め方が異なり、現場では制度選択や合意形成の進め方に悩む場面も少なくありません。例えば、私的整理は金融債権者を対象とし、原則として全員同意が必須となる一方、早期事業再生法では4分の3以上の同意により再生計画の成立が可能とされています。また、金融債権者の範囲にはファイナンス・リースが含まれる可能性がある点にも留意が必要です。さらに、民事再生や会社更生といった法的整理では、金融債権者に限らず一般債権者も手続の対象となるなど、制度ごとの構造的な違いを正確に理解しておくことが不可欠です。
- ▶ 取引先の再生局面に直面した事業会社の法務・与信審査担当者としては、取引の継続に慎重姿勢を取るべきか、それとも制度利用により財務の健全化が図られると評価すべきか、判断に迷う場面が生じる可能性もあります。
- ▶ そこで、本講座では、中小企業活性化協議会の役割を中心に据えながら、私的整理と早期事業再生法の制度趣旨、手続の流れ、各種再生スキームの概要、債権者調整のポイントを整理します。制度の違いを横断的に比較しながら、再生局面における適切な初動対応と選択肢の見極めに資する実務知識の習得を目指します。

主要講義項目

- I 私的整理及び法的整理の各手続の概要
- II 各再生スキームの概要（自主再生・事業スポンサー・再生ファンド）
- III 中小企業活性化協議会の役割及び手続の流れ
- IV 早期事業再生手続の役割及び手続の流れ
- V 債権管理・サプライチェーン維持の観点から
- VI 最後に

講師

溝渕雅男 弁護士（共栄法律事務所）

開催日時 6月11日(木) 14時～16時〔申込期限：6月10日(水) 12時〕

会場 リファレンス大阪駅前第4ビル貸会議室 2316会議室(大阪市北区梅田1丁目11-4 大阪駅前第4ビル23F)

視聴期間 1か月（視聴開始日7月15日(水)から任意の期間）

受講料 **【法人申込】**26,400円(税込)/1社(同一法人内に限り複数名受講可能)

【個人申込】13,200円(税込)/1名

詳細はホームページをご確認ください。

WEB申込

